

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化(検疫の強化:米国)

1 今般、「水際対策強化に係る新たな措置」において米国全域から日本への入国者に対して検疫の強化が決定され、3月26日(木)0時(日本時間)から発動されることになりました。この措置は、日本に來訪する飛行機又は船舶を対象に開始され、4月末日(日本時間。右期間は状況に応じて更新されます)まで実施されます。

2 この措置のうち、特に、日本入国の際の「検疫の強化」について、米国全域から來航する航空機等で入国する方すべての方について、健康状態に異状のない方も含め、検疫所長の指定する場所(自宅など)で14日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を使用しないことをお願いすることになります。このため、飛行機に乗る前に、以下について、確認をお願いします。

(1) 前記の要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。

(2) 入国前にご自身で入国後14日間の滞在先(特に、外国人の場合は、自宅がないので、宿泊施設)を確保していること。

(3) 空港からその滞在先まで移動する手段(公共交通機関以外)を確保していること。

については、帰国の際は空港から待機場所までの移動には、公共交通機関を利用できませんので、移動手段(自家用車、レンタカーなど)の確保を事前に行っていただく必要がありますので、ご留意願います。